

「BIMスキル講習申込書」記入上のご注意

以下の内容をご一読の上、必要事項をご記入の上、BIMスキル講習申込書へ記入してください。

BIMスキル講習について

建築BIMスキル講習 for Vectorworks（基本設計コース）

建築BIMの企画・計画・基本設計を学ぶ必修の演習型オンライン・トレーニングです。動画解説と演習課題を通じ、Vectorworksを用いたゾーニングやボリューム検討等の初期スタディから、面積や主要数値の管理、柱・壁等の基本モデリング、そして基本設計図書の作成・出図まで、一連の標準ワークフローを実務に近い形で身につけます。

建築BIMスキル講習 for Vectorworks（実施設計コース）

基本設計の次にくる建築BIMの実施設計を学ぶ演習型オンライン・トレーニングです。基本モデルをもとに、一般図の更新ルールや詳細図・展開図・建具表などの作成、構造・設備との整合（取り合い確認）、数量拾いや概算見積に向けた集計準備、直し漏れや整合ミスを防ぐ一括出図までを実務に近い形で身につけます。

※「建築BIMスキル講習 for Vectorworks（基本設計コース）」と同時申込、または同トレーニング受講後の申込を推奨。

建築BIMスキル講習 for Vectorworks（確認申請・省エネ計算コース）

BIMで申請図と省エネ適合判定書類を整えるための演習型オンライン・トレーニングです。採光・排煙・換気計算書や区画図等の確認申請に必要な図面作成をはじめ、面積・建具等の各種表の整合確認、法規チェックに向けた注記整理、提出図書の抜け漏れ防止、省エネ計算の前提条件や根拠資料作成に向けたBIMデータ整備までを実務に即して身につけます。

※「建築BIMスキル講習 for Vectorworks（基本設計コース）」と同時申込、または同トレーニング受講後の申込を推奨。

店舗BIMスキル講習 for Vectorworks（店舗内装コース）

店舗内装BIMの設計実務を学ぶ必修の演習型オンライン・トレーニングです。Vectorworksを用いた企画から基本設計までの基礎と、プラン、実施設計・数量・出図までの応用を網羅し、図面・表・CGパースなどの提案資料をまとめる一連の流れや、短納期での合意形成・手戻りを抑制するための運用方法、標準ワークフローを実務に近い形で体系的に身につけます。

- ・「BIMスキル講習」の受講可能期間はシリアルを有効化し、メール通知日から60日間です。
- ・「BIMスキル講習」は学習管理システム<wisdomBase>を採用したオンライン型トレーニングです。（標準学習時間：15h / 1 コース）
- ・注文確定後のキャンセル・返金は承っておりません。
- ・個別の導入支援、運用設計、案件伴走、カスタマイズ対応は含まれません。

動作環境について

- ・BIMスキル講習の受講にはインターネット環境が必要です。
 - ・演習課題に取り組むにはVectorworks Architect もしくはVectorworks Design Suite のライセンス、「BIM標準パック for Vectorworks」の契約が別途必要です。
- Vectorworksの対応バージョンはフローワークスのホームページをご確認ください。
<https://flowworks.jp/flowworks-bimpac-for-vectorworks>

納品物について

メール納品です。納品物はありません。

ユーザー情報 について

会社名について

個人の場合、お名前に氏名をご記入ください。会社名のご記入は不要です。

お名前

弊社が行う各種サービスの窓口となる方の氏名をご記入ください。

メールアドレス

納品メールを送信いたしますのでお間違いのないようご記入ください。

電話番号

ユーザー登録、ご注文内容についてご連絡させていただく場合がございますので、お間違いのないようご記入ください。
※繋がりやすい番号のご記入をお願いします。

住所

お間違いのないようご記入ください。

個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いに関しましては、あらかじめ、フローワークス株式会社およびベクターワークスジャパン株式会社のポリシーをご確認の上、情報取り扱いにご同意のほど、よろしくお願いします。

フローワークス株式会社 <https://flowworks.jp/privacy-policy>
ベクターワークスジャパン株式会社 <https://www.vectorworks.net/ja-JP/legal/privacy>

購入方法

本紙2枚目の「BIMスキル講習申込書」に必要事項をご記入の上、ご注文時にご提出ください。

※提出先はご注文先（Vectorworks取扱販売店、Vectorworks Japan Store）です。

○取扱い販売店は下記URLよりご確認ください。
<https://www.vectorworks.co.jp/Dealer/index.html>

BIMスキル講習申込書

本書は「BIMスキル講習」を受講を申込みするための申込書です。本紙1枚目「BIMスキル講習申込書」記入上のご注意をご確認の上、ご注文時に提出してください。

※ 複数申し込みの場合は、数量分の申込書のご提出が必要です。

① 利用規約及び注意事項について（同意の上 ☒ 入れてください）

- ☐ BIM 講習利用約款を確認した。（※別紙をご覧ください）
- ☐ ご注文確定後のキャンセル・返金は承っておりませんので、ご確認のうえお申し込みください。
- ☐ 動作環境について確認した。
- ☐ 「BIMスキル講習」の受講可能期間はシリアルを有効化し、メール通知日から60日間であることを確認した。

② お申込み製品（☒ を入れてください）

	型番		標準価格（税込）
	FW-BIM-TRA-001	建築BIMスキル講習 for Vectorworks（基本設計コース）	198,000円
	FW-BIM-TRA-002	建築BIMスキル講習 for Vectorworks（実施設計コース）	198,000円
	FW-BIM-TRA-003	建築BIMスキル講習 for Vectorworks（確認申請・省エネ計算コース）	198,000円
	FW-BIM-TRS-001	店舗BIMスキル講習 for Vectorworks（店舗内装コース）	198,000円

③ ご契約中のBIM標準パックの情報（ご契約中のBIM標準パックに ☒ を入れ、シリアル番号と利用満了日を記載してください）

	シリアル番号	現在の利用満了日
建築BIM標準パック for Vectorworks		年 月 日
店舗BIM標準パック for Vectorworks		年 月 日
建築・店舗BIM標準パック for Vectorworks		年 月 日

④ ユーザー情報

フリガナ			
会社名 ※1			
フリガナ			
お名前			
メールアドレス ※2			
電話番号	例：080-1234-5678		
住所	〒 -		

※1 個人の場合、お名前に氏名をご記入ください。会社名のご記入は不要です。

※2 ゼロとオー、アンダーバーとハイフン等の違いは明確にご記入ください。

■ 販売店 ご記入欄（ご商談担当）

会社名		発注番号	
部署名		氏名(担当者)	
メールアドレス			
電話番号	例：03-1234-5678		
住所	〒 -		

BIM 講習利用約款

第 1 条 (目的・適用)

1. 本約款は、株式会社フローワークス（以下「当社」という。）が提供する建築情報モデリング（BIM）に関する講習、研修、セミナー等（以下「本講習」という。）の利用条件を定めるものです。本講習には、当社が提供する学習管理システム（Learning Management System。以下「LMS」という。）を利用して提供されるオンライン学習コンテンツ（以下「eLearning」という。）を含むものとします。

第 2 条 (講習内容および個別条件)

1. 本講習の内容、実施方法（オンライン又は対面）、日時、受講人数、講習時間、受講料その他の具体的条件は、当社が提示する当社所定の見積書、講習案内、申込フォーム、電子メールその他これらに類する書面又は電磁的記録（以下総称して「個別条件」という。）に定めるとおりとします。この場合、当該個別条件は、本約款と一体をなします。
2. 本約款と個別条件との間に矛盾・相違がある場合は、当該個別条件を優先するものとします。

第 3 条 (契約の成立)

1. 当社と本講習の受講者との間の本講習の利用契約（以下「本契約」という。）は、受講者による本約款の同意後、受講者の個別条件に関する申込に対し、当社の受講者への受講確定の通知（電子メール等の電磁的方法を含む）の到達をもって成立するものとします。
2. 本契約の有効期間は、個別条件にて定めるものとします。なお、本条、9 条、10 条、12 条、14 条、15 条、17 条及び 18 条は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

第 4 条 (受講料および支払条件)

1. 受講料は、個別条件に定める金額とします。なお、受講料には、当日の本講習内容に係る対価のみならず、当社及び講師の事前の研修準備に係る対価等を含まれるものとします。
2. 受講者は、当社が別途定める方法により、受講料を所定の時期までに事前に一括して支払うものとします。
3. 当社は、前項の受講料全額の支払いを確認した後、本講習の受講権を受講者に付与します。
4. 振込手数料は、受講者の負担とします。

第 5 条 (キャンセルおよび日程変更)

1. 受講者の都合によるキャンセル又は日程変更については、前条 1 項に定める受講料の性質に鑑み、個別条件又は当社が別途提示するキャンセルポリシーに従うものとします。
2. 特段の定めがない場合、前条 1 項に定める受講料の性質に鑑み、受講者の都合による講習実施前日及び当日のキャンセルについては、受講者は、前日キャンセルの場合は受講料の 80 % を、当日キャンセルの場合は受講料の全額を、それぞれ当社に支払わなければならないものとします。
3. 前各項にかかわらず、eLearning については、デジタルコンテンツの性質上、本契約成立後の解約については、次の各号のとおりとします。
 - (1) 当社が受講者に対して受講 ID を発行する前に解約する場合受講者は、解約手数料として金 3 万円を当社に支払うものとします。
 - (2) 当社が受講者に対して受講 ID を発行し、受講者が本講習のコンテンツにアクセス可能な状態となった後に解約する場合、当社は、原則として受講料の返金を行わないものとします。ただし、当社が特に認める場合には、受講者の受講状況に応じて、当社が合理的と判断する範囲で返金を行うことがあります。
4. 前項の場合において、受講者の解約手数料の支払及び当社の返金は銀行振込とし、当該支払及び返金に係る手数料は受講者の負担とします。
5. 当社は、前項に定める当社が返戻する金員及び受講者が支払う解約手数料を対当額で相殺し、その残額を受講者に返金するものとします。受講者は、この相殺による精算に予め同意するものとします。なお、かかる相殺の結果、当社への支払に不足額が生じる場合、受講者は当社の指定する方法により直ちに当該不足分を当社に支払うものとします。

第 6 条 (eLearning の受講期間)

1. 受講者の eLearning の受講期間は、当社が受講者に対して受講権を付与した日（以下「受講開始日」という。受講開始日を 1 日目とします。）から、個別条件に定める期間（以下「受講期間」という。）とします。
2. 受講者は、受講期間内に限り、LMS を通じて eLearning を受講することができます。
3. 当社は、受講期間の延長を行わないものとします。
4. 受講期間終了後に再度受講を希望する場合、受講者は改めて当社所定の申込みを行うものとします。なお、この場合、受講者は、当社の定める料金を別途当社に支払うものとします。

第 7 条 (アカウント管理)

1. 当社は、eLearning の提供にあたり、受講者に対して LMS のアカウント（以下「受講 ID」という。）を付与する場合があります。
2. 受講 ID は、受講者本人のみが利用できるものとし、受講者はこれを第三者に貸与、譲渡、開示又は共有してはなりません。
3. 受講 ID の管理不十分、使用上の過誤又は第三者による不正使用等により受講者に生じた損害について、当社は責任を負いません。

第 8 条 (修了証)

1. 当社は、eLearning について当社が定める受講条件を満たした場合、受講者に対して修了証又は認定証を発行することがあります。
2. 修了証又は認定証は、当該講習の受講事実を証明するものであり、資格、技能又は業務成果を保証するものではありません。

第 9 条 (免責及び非保証)

1. 本講習は、受講者に対し、BIM に関する知識、操作方法、考え方等を提供することを目的とするものであり、当社は、本講習を通じて提供される内容、資料、助言その他一切の情報について、その正確性、有用性、特定目的への適合性、業務成果の実現等を保証するものではありません。
2. 本講習で提供される内容又は資料を利用したことにより、受講者又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社はその責任を負いません。
3. 受講者が準備及び使用するハードウェア、ソフトウェア、通信環境その他の設備の不具合等により、本講習の全部又は一部が受講できなかった場合であっても、当社はその責任を負いません。
4. 当社は、本講習に関連して受講者が作成又は取得したデータ、成果物その他一切の情報について、保存又は管理の義務を負わないものとします。

第 10 条（知的財産権）

1. 本講習において当社が使用又は提供する教材、資料、スライド、動画、BIM テンプレート、ノウハウ、講習内容その他一切の情報及び成果物（以下「講習成果物」という。）に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。）その他一切の知的財産権は、すべて当社に帰属します。
2. 受講者は、講習成果物を、自社内部における学習目的に限り利用できるものとし、当社の事前の承諾なく、複製、改変、第三者への提供、公表、再配布又は本講習と同種若しくは類似の研修・講習への利用をしてはなりません。
3. 前項の禁止行為には、第 11 条（録画・録音等の禁止）に違反して作成された録音物、録画物、画像、データその他一切の記録物の作成、利用及び第三者提供を含むものとします。
4. 本講習の受講をもって、講習成果物に関する知的財産権及びいかなる利用権も受講者に移転するものではありません。

第 11 条（録画・録音等の禁止）

1. 受講者は、本講習の受講にあたり、当社の事前の書面又は電磁的記録による承諾なく、本講習の内容について、録音、録画、撮影、画面キャプチャ、スクリーンショットその他これらに類する行為（以下「録画等」という。）を行ってはなりません。
1. 前項に違反して行われた録画等により作成された記録物は、第 10 条（知的財産権）に違反して作成された無断複製物とみなします。
2. 当社は、本条に違反した受講者に対し、録画等の中止、当該記録物の削除、本講習の提供の中断又は中止、本契約の解除、損害賠償請求その他必要な措置を講じることができるものとします。
3. 前項に基づき本講習の提供が中断又は中止された場合であっても、当社は、既に支払われた受講料の返還義務を負わないものとします。
4. 受講者は、当社及び講師による本講習の提供を阻害する又は阻害するおそれがあると当社が判断する行為をしてはなりません。
5. 本条の規定は、本講習終了後も有効に存続するものとします。

第 12 条（秘密情報の取扱い）

1. 本契約、及び本講習に関連して、受講者は、当社から開示された営業上、業務上又は技術上の情報の一切（以下「秘密情報」という。）について、厳重かつ適切に管理するものとし、本講習の目的以外に利用せず、第三者に開示してはなりません。
2. 次の各号に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - ① 開示時に既に公知であった情報
 - ② 開示後、受領当事者の責によらず公知となった情報
 - ③ 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - ④ 開示された情報によらず独自に開発した情報
3. 受領当事者は、法令又は裁判所等の命令により開示を求められた場合、必要な範囲で秘密情報を開示することができるものとします。

第 13 条（不可抗力等による本契約その他講習の中断・中止）

天災地変、通信障害、講師の急病、感染症の流行、サイバー攻撃その他やむを得ない事由により、本契約の実施が不可能又は困難となった場合、当社は、本契約の延期又は中止を行うことができるものとし、履行不能及び履行遅滞の責任を負いません。LMS のシステム障害、通信回線の不具合、メンテナンスその他当社の合理的な管理の及ばない事由により、本講習の全部又は一部が利用できなかった場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

受講者は、自らが反社会的勢力に該当しないことを表明し、これに違反した場合、当社は何らの催告を要することなく、本契約を解除することができます。

第 15 条（地位の譲渡等）

受講者は、当社の書面による事前承諾なく、本契約上の地位及び本契約に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることができません。

第 16 条（解除）

当社は、受講者が本契約に違反したときは、相当期間を定めて是正を求め、当該期間内には是正されないときは、本契約を解除することができます。但し、当該違反の程度が大きく、又は信頼関係の破壊が著しいときは、当社は催告なく本契約を解除することができます。

第 17 条（損害賠償）

1. 受講者は、本契約の違反等により当社に損害を与えた場合、当社に発生した損害の一切を賠償します。
2. 本約款の定めにかかわらず、当社は、当社の帰責事由により受講者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負いますが、軽過失による場合には、同責任の範囲は現実かつ直接に受講者に発生した通常損害（特別損害、逸失利益、間接損害及び弁護士費用を除く。）に限られるものとし、かつ、同責任の上限は当該損害の原因となった本契約に基づき当社が受領した受講料相当額とします。

第 18 条（準拠法および合意管轄）

1. 本契約に関する準拠法は、日本法とします。

2. 本契約に関して受講者と当社との間に生じた一切の紛争については、訴額に応じ、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 19 条（本約款の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき本約款を随時変更できます。本約款が変更された後の本契約は、変更後の本約款が適用されます。
 - ①本約款の変更が、受講者の一般の利益に適合するとき
 - ②本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、本約款の変更を行う場合は、変更後の本約款の効力発生時期を定め、効力発生時期の 2 週間前までに、変更後の本約款の内容及び効力発生時期を受講者に通知又はその他当社所定の方法により受講者に周知します。
3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本約款の変更の周知後に異議無く受講者が本契約を締結した場合、受講者が本講習を利用した場合又は当社所定の期間内に受講者が本契約の解約の手続をとらなかった場合、当該受講者は本約款の変更に同意したものとします。